

新潟県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受診等命令及び医師の指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新潟県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）は、第2項の規定による医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する医療機関の所在地及び名称並びに診断の対象者を告示するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。<u>以下「<u>府令</u>」</u>という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(届出書等の提出部数)</u></p> <p>第2条 <u>府令第1条第2項の規定により新潟県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）が定める<u>届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、次の各号に掲げる届出書等の種別に応じ、当該各号に定める部数とする。</u></p> <p>(1) <u>府令第4条第1項及び第2項、第58条第1項（府令第72条において準用する場合を含む。）、第91条第1項及び第2項、第101条第1項及び第2項並びに府令第103条第2項及び第3項（府令第104条第2項において準用する場合を含む。）に規定する届出書 3通</u></p> <p>(2) <u>府令第44条、第50条（府令第64条において準用する場合を含む。）、第52条（府令第66条において準用する場合を含む。）及び第54条（府令第68条において準用する場合を含む。）に規定する申請書等 2通</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもの以外のもの 1通</u></p> <p>(受診等命令及び医師の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>公安委員会</u>は、第2項の規定による医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する医療機関の所在地及び名称並びに診断の対象者を告示するものとする。</p>

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

(射撃競技用拳銃等所持者に対する許可の期間)

第15条 令第6条第1項の規定により公安委員会が定める法第4条第1項第4号に規定する拳銃又は空気拳銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

2 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

別表 (第2条関係)
(略)

別記様式第1号 (第2条関係)
受診等命令書
(略)

別記様式第2号 (第3条関係)
不許可通知書
(略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

(射撃競技用けん銃等所持者に対する許可の期間)

第16条 令第6条第1項の規定により公安委員会が定める法第4条第1項第4号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

2 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

別表 (第3条関係)
(略)

別記様式第1号 (第3条関係)
受診等命令書
(略)

別記様式第2号 (第4条関係)
不許可通知書
(略)

別記様式第3号 <u>(第4条関係)</u> 受検却下通知書 (略)	別記様式第3号 <u>(第5条関係)</u> 受検却下通知書 (略)
別記様式第4号 <u>(第5条関係)</u> 提出命令書 (略)	別記様式第4号 <u>(第6条関係)</u> 提出命令書 (略)
別記様式第5号 <u>(第6条関係)</u> 不指定通知書 (略)	別記様式第5号 <u>(第7条関係)</u> 不指定通知書 (略)
別記様式第6号 <u>(第7条関係)</u> 不認定通知書 (略)	別記様式第6号 <u>(第8条関係)</u> 不認定通知書 (略)
別記様式第7号 <u>(第8条関係)</u> 認定取消処分通知書 (略)	別記様式第7号 <u>(第9条関係)</u> 認定取消処分通知書 (略)
別記様式第8号 <u>(第9条関係)</u> 改善命令書 (略)	別記様式第8号 <u>(第10条関係)</u> 改善命令書 (略)
別記様式第9号 <u>(第10条関係)</u> 報告徴収書 (略)	別記様式第9号 <u>(第11条関係)</u> 報告徴収書 (略)
別記様式第10号 <u>(第11条関係)</u> 指示書 (略)	別記様式第10号 <u>(第12条関係)</u> 指示書 (略)
別記様式第11号 <u>(第12条関係)</u> 許可取消処分通知書 (略)	別記様式第11号 <u>(第13条関係)</u> 許可取消処分通知書 (略)
別記様式第12号 <u>(第13条関係)</u> 聴聞の開催について (公示) (略)	別記様式第12号 <u>(第14条関係)</u> 聴聞の開催について (公示) (略)
別記様式第13号 <u>(第14条関係)</u> 解嘱通知書 (略)	別記様式第13号 <u>(第15条関係)</u> 解嘱通知書 (略)

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。